

固定資産税 課税明細書の送付



5月中旬に固定資産税の納税通知書と併せて、お持ちの固定資産の課税明細書を送付しますのでご確認ください。

▼税務課 ☎23-3510

軽自動車税(種別割)の減免制度



対象:①一定の障害のある方が運転する場合 ②一定の障害のある方と生計を共にしている方が運転する場合 ③一定の障害のある方のみ世帯のため、常時介護者が運転する場合 **申請場所:**税務課、市民生活課(渥美支所)、赤羽根市民センター **申請期限:**5月31日(金)

▼税務課 ☎23-3510

国民健康保険税



令和6年度国民健康保険税

普通徴収の方

年税額の納税通知書を7月中旬に送付 ※納付は便利な口座振替をご利用ください。

特別徴収(年金から天引き)の方

4月・6月・8月期分の特別徴収開始のお知らせを、4月上旬に送付し、年税額の納税通知書を7月中旬に送付

所得未申告の方へ

世帯主や国民健康保険加入者の中に1人でも所得未申告の方がいる場合、軽減判定が行われません。所得がない場合も申告をお願いします。(所得がない18歳以下の方や、所得申告上の被扶養者となっている方を除く)

納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
算定額	各納期それぞれ年税額の1/8の税額							
納期	4月期	6月期	8月期	10月期	12月期	2月期		
	各納期それぞれ前年度の2月期と同額			各納期それぞれ年税額から4・6・8月期の税額を差し引いた残額の1/3の税額				

▼保険年金課 ☎23-2149

あいち森と緑づくり税は2028年度まで延長します

愛知県は「あいち森と緑づくり事業」に取り組んでおり、今後も事業を推進するため、「あいち森と緑づくり税」を5年間延長することとしました。

▼東三河県税事務所 ☎(0532)35-6127

暮らしの備忘録

暮らしの備忘録は、保険年金や税・子育てなどの情報で期限があるものや更新が必要な内容などを掲載しています。忘れないように確認しましょう!

内容	問い合わせ
<p>自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の納税</p> <p>対象の方へ5月中旬までに納税通知書を送付します。5月31日(金)までに納税通知書記載の金融機関またはコンビニエンスストアなどで納めてください。 ※口座振替登録者は指定口座から引き落とし</p>	<p>自動車税(種別割):東三河県税事務所 ☎(0532)35-6130 軽自動車税(種別割):税務課 ☎23-3510</p>
<p>今月の納税・使用料</p> <p>納期限:4月30日(火) 市営住宅使用料(4月分)、保育料(4月分)、国民健康保険税(過随1期)、後期高齢者医療保険料(随2期)</p> <p>納期限:4月25日(木) 水道料、下水道料、農業集落排水施設使用料(2・3月分)</p>	

外国人相談窓口を開設しています

外国人の皆さんが生活で困った時に相談できる窓口を設置しています。外国人の方が困っていたら、相談窓口のことを教えてあげてください。

【電話】22-2622

【場所】たはら国際交流協会(田原文化会館)

【オンラインの場合】QRコードから

【時間】水、金、日曜日の午後1時~午後5時

【相談方法】直接、電話、QRコードから

※中国語、タガログ語、ベトナム語、英語、インドネシア語の通訳も可能です。(相談の3日前までに連絡をしてください)

▶ NPO 法人たはら国際交流協会 ☎22-2622